

タイラン水溶解の使用に当たっての留意事項
(代用花粉に添加して投与する場合)

1. タイラン水溶解（以下「本剤」という。）の用法・用量及び使用上の注意を守って使用すること。
2. みつばちの育児箱当たり、タイロシンとして 200mg（力価）を、代用花粉 250g に均一になるように添加し、適正容量のトレーに入れて固化したものを週 1 回、3 週間投与する。
3. 本剤添加代用花粉は 1 週間隔で 3 回投与を行う。いずれの投与後も 1 週間後に代用花粉を回収し、次の投与が必要な場合、新しい本剤添加代用花粉を設置する。回収した代用花粉は、再使用せず、焼却する等により適切に処理すること。
4. 継箱を設置する際は新たな巣板を使用し、育児箱内の巣板は継箱内に移動しないこと。
5. 3 回目投与 1 週間後以降に設置された継箱内の初期の蜂蜜等にはタイロシンが残留基準値を超えて含まれているおそれがあることから、食用に供する蜂蜜の集蜜開始前に、継箱内の蜂蜜を継箱 1 箱あたり 5kg 以上取り除くこと。また、取り除いた蜂蜜は食用に供する目的で出荷しないこと。
6. 本剤を投与する育児箱には、本剤の 3 回目投与 1 週間後までは採蜜用の継箱を設置しないこと。やむを得ず 3 回目投与 1 週間を待たずに継箱を設置した場合には、3 回目投与 1 週間後に継箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等を取り除くこと。また、取り除いた蜂蜜等は、食用に供する目的で出荷しないこと。
7. 本剤を投与した育児箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等には、タイロシンが残留基準値を超えて残留しているおそれがあるため、食用に供する目的で出荷しないこと。